

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。

## 評価実施機関名

長崎県平戸市長

## 公表日

令和7年8月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 なお、特定個人情報ファイルについては、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 85の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 117の項 【番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部健康ほけん課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 市民生活部健康ほけん課 TEL0950-22-9124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 総務部総務課 TEL0950-22-9100
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	個人番号入力などの作業は無く、システムの連携のみであるため。	
-------	--------------------------------	--

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、基幹系システムとして運用しており、委託先の設備、技術水準、実績などの状況を確認し、当該事業所において行政機関等と同等の安全管理措置が講じじことが出来ると判断し、また、契約書に特定個人情報の記載をしているため「十分である」と考える。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 吉村 藤夫	市民課長 田中 幸治	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策			事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5①部署	市民福祉部市民課	市民生活部健康ほけん課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	市民課長 田中 幸治	課長	事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	7請求先	市民福祉部市民課	市民生活部健康ほけん課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9124	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日	8連絡先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条7号、別表第二 82の項 【情報提供】 番号法第19条7号、別表第二 80、83の項	【情報照会】 番号法第19条8号、別表第二 82の項 【情報提供】 番号法第19条8号、別表第二 1、80、83の項	事後	法令改正に伴うもの
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年9月8日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り		収納消込システム	事後	
令和7年1月29日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更に伴うもの
令和7年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 59の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第46条	番号法第9条第1項 別表 85の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第46条	事前	
令和7年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条8号、別表第二 82の項 【情報提供】 番号法第19条8号、別表第二 1、80、83の項	【番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 117の項 【番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 115の項	事前	